

お客様各位

平素よりタイ国際航空に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

EUにて導入された税関事前申告制度の開始に伴い必要情報の内容について変更が生じたので下記の通りご案内申し上げます。

【記】

- 1) 実施期日 : 2023年7月6日搬入分より
- 2) 対象仕向地 : 欧州向け貨物(EU加盟国に加え、北アイルランド・スイス・ノルウェー)
*北アイルランドを除く英国は対象外
- 3) 必要情報の改訂(シングルBL、混載マスターBL、ハウスBL共通):
 1. Shipper name
 2. Shipper address
 3. Shipper postal code
 4. Consignee name
 5. Consignee address
 6. Consignee postal code
 7. Consignee EORI 番号
 8. 6桁の HS コード(Harmonized System Code)
※混載マスターBLの場合はハウスに含まれる HS コードの1つを入力
※EORI 番号と HS コードを航空運送状とハウスマニフェストに記載推奨

4) 提出方法 * HS コード

FWB : RTD 欄内に /NH/ に続けて HS コードを入力

FHL : HTS 欄内に HTS/ に続けて HS コードを入力

5) 提出方法 * EORI 番号

FWB : OCI 欄内に入力 OCI/●●/CNE/T/●●123 456 789 12345

(●●=2 桁の国番号、EORI 番号)

FHL : 同上

FWB/FHL 送信を書類提出で依頼の代理店様 :

別紙「海外税関用データ登録依頼書」と上記必要情報 (HS コード及び EORI 番号) を記入した航空運送状(MAWB)とハウスマニフェストを搬入してください。

注)不完全な情報送信、及び、書類提出の場合で上記必要事項の記載が無い場合、訂正が行われるまで日本またはバンコクで HOLD されます。また、AWB 訂正費用、及び、現地罰金が発生する場合があります。